

## 【Q&A】

Q 1 休業等協力要請の対象でない施設の事業者が自主的に休業した場合は支援金の対象となりますか？

A 1 休業等協力要請に応じていただいた方への支援金ですので、自主的な休業については交付対象となりません。休業等協力要請の対象施設については、福岡県ホームページにて " 施設等の休止について " をご参照ください。

Q 2 町内と町外に事業所があります。その場合、従業員の数はどのように計算したらいいですか？

A 2 申請時点の町内と町外の事業所の常時使用する従業員の数を合算します。合計が、20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の事業者の場合、小規模企業者になります。

Q 3 常時使用する従業員は正社員だけですか？

A 3 正規・非正規は問いません。

Q 4 町内に複数店舗を所有している場合の支援金の算定方法を教えてください。

A 4 複数店舗を所有している場合は、それぞれの店舗の家賃賃料を合算して算定します。支援金は1事業者当たり上限20万円の交付となります。

Q 5 事業を開始したばかりですが、交付対象施設に該当し、休業等協力要請に応じる場合は、支援金の交付対象となりますか？

A 5 令和2年4月14日（福岡県からの要請時点）に事業活動が認められる場合は対象となります。

Q 6 家賃賃料は家賃以外に何が含まれますか？

A 6 家賃以外に店舗部分の借地料、店舗営業に関わる駐車場の借地料です。  
管理費、共益費、リース代などの付随費用、敷金、礼金は含みません。

Q 7 休業や営業時間短縮の要請には該当しないが、自主的に休業又は営業時間を短縮する場合は支援金の交付対象となりますか？

A 7 福岡県の緊急事態措置による協力要請に基づき実施していただく方を対象としているため、この場合は支援金の交付対象となりません。

Q 8 営業時間の短縮とはどのような要請ですか？

A 8 通常、午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っている施設又は店舗について、酒類の提供を午後7時まで、営業時間を午後8時までに短縮するなど、営業時間を午前5時から午後8時までの間とすることです。ただし、テイクアウトサービスや宅配は、営業時間の短縮要請の対象ではありません。

Q 9 営業時間が午前9時から午後5時までの飲食店の場合、営業時間を短縮すれば支援金の交付対象となりますか？

A 9 支援金の交付対象となりません。

もともと、午前5時から午後8時の範囲内で営業している飲食店は休業等協力要請の対象ではありませんので、支援金の交付対象外となります。

Q 1 0 営業時間が午後8時までの飲食店で、閉店間際まで酒類の提供を行っています。酒類の提供を午後7時までに短縮した場合、支援金の交付対象となりますか？

A 1 0 福岡県は酒類の提供を午後7時までとすることも要請しているので、支援金の交付対象となります。

Q 1 1 午後8時以降も営業している飲食店が、午後8時以降はテイクアウトサービスや宅配のみの対応とする場合は支援金の交付対象となりますか？

A 1 1 店内飲食の営業時間について短縮をしているので支援金の交付対象となります。

Q 1 2 キッチンカーでのテイクアウトの飲食業の場合、飲食店と同じように休業や時間短縮をした場合、支援金の交付対象となりますか？

A 1 3 テイクアウトについては、休業要請の対象外のため、支援金の交付対象外となります。

Q 1 4 フランチャイズ経営をしています。支援金の交付対象となりますか？

A 1 4 対象要件をすべて満たせば支援金の交付対象となります。

Q 1 5 理髪店、美容院は支援金の交付対象となりますか？

A 1 5 理髪店、美容院は休業要請の対象施設ではないため、支援金の交付対象外となります。

Q 1 6 同じ店舗でネイルサロンと美容室を経営しています。ネイルサロンは休業要請の対象で、美容室は対象外です。この店舗全体を休業する場合、支援金の交付対象となりますか？

A 1 6 この店舗を休業とした場合、休業要請の対象となっているネイルサロンを休業することになるので、支援金の交付対象となります。

Q 1 7 パソコンがないため、申請書をダウンロードできません。粕屋町役場に行って申請をすることはできますか？

A 1 7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、役場への御来庁はご遠慮ください。ダウンロードできない方は、申請用紙を郵送しますので小規模企業者専用ダイヤル（TEL：092-931-7122）までお電話ください。

Q 1 8 飲食店を経営しています。3月に開業したばかりで申告書の写しがありません。これに代わるものとして何を提出すれば良いですか？

A 1 8 法人の場合は、法人町民税に係る法人等の設立申告書の写し等、個人事業主の場合は、開業届出書の写し等を提出してください。

### (5月12日追記)

Q 1 9 「常時使用する労働者」とは、どのような従業員でしょうか。

A 1 9 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とされています。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員も含みますが、2か月以内の期間を定めて使用される者や季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者などは除きます。  
詳しくは次ページを参照ください。

(参考) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) (抄)

(解雇の予告)

- 第 20 条 1 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない
- 2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。
- 3 前条第 2 項の規定は、第 1 項但書の場合にこれを準用する。

第 21 条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第 1 号に該当する者が 1 箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第 2 号若しくは第 3 号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第 4 号に該当する者が 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者